

事 務 連 絡

平成22年12月21日

各 

|       |
|-------|
| 都道府県  |
| 政 令 市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局

結核感染症課

野生のナベヅルにおけるH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス

検出事例について

(情報提供)

今般、環境省より、別添のとおり、鹿児島県出水市の国指定鳥獣保護区内において確認されたナベヅルの衰弱個体（その後死亡）から、H5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。（今後、強毒性であるか否かが決定される予定。）

なお、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いします。

(お知らせ)

鹿児島県出水市において回収されたナベツルの死亡個体からの  
高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

鹿児島県出水市で収容された1羽のナベツルの死亡個体から、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）の遺伝子が検出されましたのでお知らせします。

強毒タイプか否かについては、現在分析中であり、判明次第公表します。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/20101204.pdf](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf))に十分留意されるようお願いいたします。

**※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。** ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

#### 1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の種名： ナベツル

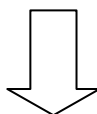
(2) 死亡野鳥が傷病保護された場所：鹿児島県出水市（国指定鳥獣保護区内）

(3) 主な経緯

12月18日 衰弱したナベツルを保護

12月20日 死亡後、鹿児島大学に移送、簡易検査は陽性。

12月21日 鳥取大学においてPCR検査を実施した結果、H5N1亜型が判明。



## 2 今後の対応

- (1) 今後病原性の検査など、さらに詳細な検査を実施。強毒タイプか否かについては、現在分析中であり、判明次第公表します。
- (2) 環境省としては、強毒タイプと確認された場合に備えて、万全の準備をするとともに、農林水産省、厚生労働省、文化庁、鹿児島県等と連携を図りながら必要な取組を速やかに進めます。また、現地の状況を把握するとともに、鹿児島県等と連携して適切に対応するため、現地に職員を派遣しました。

### 【報道機関へのお願い】

- 鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、検出地点周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。
- 検査結果は判明次第お知らせします。迅速な作業の妨げになるおそれがありますので、サンプルの分析を担当する鳥取大学への取材や問合せはご遠慮ください。

平成22年 12月 21日(火)  
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
直 通：03-5521-8285  
代 表：03-3581-3351  
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)  
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)  
専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)  
担 当：千葉 康人 (内線6473)